

西宮市総合計画審議会

第2部会（第3回）

日時：平成20年8月18日（月）

場所：西宮市役所東館701会議室

時間：10：00～12：00

田村総合計画担当グループ長 10時になりました。本日まで出席予定の方はすでにおそろいです。部会長、よろしくお願いいたします。

末川部会長 皆さん、おはようございます。

第2部会もいよいよ第3回目の会議になりました。内容としては進んでおりますが、少し時間がかかっております。今後はうまく進行したいと思いますので、ひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、きょうはお一人の傍聴希望者がいらっしゃいます。

田村総合計画担当グループ長 お二人傍聴希望の方がいらっしゃいます。生瀬高台の高山さんと、明石市ご在住の松藤さんです。

末川部会長 皆さん、傍聴していただいてよろしいですか。

（「異議なし」という声あり）

末川部会長 異議ございませんね。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、出席者数の報告をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 はい。本日13名の方にご出席をいただいております。第2部会15名中13名のご出席です。

末川部会長 15名中13名が出席ということで、今日の会議は成立いたします。

それでは、審議に入らせていただきますが、本日の審議項目は、共通項目についての市の考え方の資料が提出されております。

まずそれについてご意見をいただき、その後、各論 15から20までご審議いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

暮松委員 ちょっと済みません。各論に入るので余り時間をとるつもりはないのですが、基本構想について2点ほど質問をしたいと思いますが、よろしいですか。

まず1点は、議会の審議は基本構想だけで総論と各論はしないという話があります。それはそのとおりかどうか。

それからもう一点は、基本構想について、市議会の方が対案を準備しているという話があります。それもあるのかないのか、その2点をお答えいただけますか。

末川部会長 それにつきまして、事務局お願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 まず1点目の議決ですが、地方自治法上で議決が必要なのは基本構想のみになっておりますので、基本計画の総論と各論は、議決の対象外になります。

もう一点の対案につきましてはちょっとまだわかりません。対案という形で提案がされているわけではありません。

新本総合企画局担当理事 ですから、議会の方で総合計画についての研究会、勉強会をされているということは聞いております。その結果がどのような形で出てくるのかは現在のところわかりません。

暮松委員 そうですか。

新本総合企画局担当理事 ただ、あくまでも、この審議会の中で各委員さんにその内容を説明し、審議していただくことが大事であろうと考えております。

暮松委員 ということは、その研究会の中身とか、具体的な対案があるかないかは別にして、対案が仮にあるとしたら審議会の場に発表していただけるのでしょうか。

新本総合企画局担当理事 はい。市の考え方は、審議会でその内容を審議会委員さんから具体的に提起していただき、こう変えるべきではないかと、今ここで議論

していただいているものと同じような形で扱いたいと考えております。

暮松委員 審議日程が全部で7回ぐらいしかないわけですが、どの段階でその対案らしきものが出てくるのですか。

新本総合企画局担当理事 それは議会の方がどういう形で研究会を進められるかによります。それが出てきた時点で、その内容は議会選出の審議会委員の方から「ここはこう変えるべきじゃないか」という意見を言っていただく。そういうことで審議会共通のものとして考えていきたいということです。

暮松委員 なるほど、私の意見は、対案を出すのも議会の1つのやり方だと思えますので、否定しないわけですが、対案を出すのであれば、この審議会の中で余りぎりぎりにならない間に、具体的に審議会の中に発表すべきです。そうしないと、審議会で審議をするが、審議会とは別の議会が違う考え方を持っているということになる。それは全体なのか部分なのかは別にして、そういうことではやはり審議としての正当性に問題があると思います。

もう一点は、5月末に市は素案を発表しています。市民のうち関心のある人は資料を取り寄せたりして、意見も出してくださいという段取りになっています。そういう議会側の対案があるとしたら、審議会だけではなく市民にも明らかにすべきだと思います。というのは、市民は素案を前提に審議会が行われていく、素案を前提に議会が審議をするはずだという一種の予測のもとに素案というものを解釈しているわけです。

ところが、その素案とは別に基本構想について市議会当局に、当局というとおかしいですね、一部かもわかりませんので、そういう用意があるのなら、審議会はもとより市民にも、あらかじめこういう意見があるということを明示しないと、市民不在のまま議会の審議だけで基本構想の重要な部分が論議され、仮に大幅変更にならば、そこに1つの大きな問題が生じるのではないかと思います。

審議会には12名か13名の市会議員が参加しているわけです。約4分の1の市会議員が審議会に参加しているのであれば、この審議会の場で基本構想のこれとこれは直し

てほしいと、またはこういう意見を持っているということをもっと具体的に、我々を含めて明らかにしてほしいということです。

新本総合企画局担当理事 わかりました。だから今、おっしゃることを説明したのです。

暮松委員 要するに後から出てくるというのは、いつごろどういう形で出てくるか。

新本総合企画局担当理事 だから、審議会の流れの中で、間に合うような時点で出してもらわないと困るということを伝えています。

暮松委員 それは市の方から議会に申し上げているのですか。

新本総合企画局担当理事 言っています。

暮松委員 きょうは市議会の方も何名か来られていますので、何かお答えいただけませんか。

新本総合企画局担当理事 ただ、今お聞きしているのは研究会での研究ですから、その対案というものができるのかどうかも含めて、まだどういう状況になるのかはわからないと我々は聞いています。

ですから、それが対案という形になるのか、構想のこの部分をこう変えるべきではないのかという意見にとどまるのか、それは今後の議会の研究の進みぐあいだと思っています。

いずれにしても、おっしゃるような形で審議会にその案は諮っていきます。これは市としてもそうして諮らないと困るということを伝えていますし、そういう形で進めていきたいと思っています。

暮松委員 市民にも説明するということになっていきますか。

新本総合企画局担当理事 いえ、ちょっと待ってください。市民の意見を聞くかどうかは、議会が判断されることです。市民の意見を聞いている、聞いてない、それを含めてどう判断するかが審議会委員、あるいは市民の皆さんの判断です。

暮松委員　　いやいや、公的な審議会の場で、仮にそういう対案が出されるとい
うことになれば、同時にやはり市民にもそういう具体性のある対案を明らかにして、
市議会はこう考えると、それは何々会派だけかもわかりませんが、少なくとも市の素
案に対し、こういう考え方を持っているということは市民にオープンにするべきです。

新本総合企画局担当理事　　わかります。ですから、それは議会にちゃんと伝え
ておきますから、どういう形でまとめられるのかは、そのときの状況によりますとい
うことを説明しているのです。

暮松委員　　きょう来られている市議会の方は、何かその辺についてのお答えは
ないのですか。

新本総合企画局担当理事　　特にないというか、どういう形なのかです。

暮松委員　　発表してくださいな、そういう考え方があるのだったら。

上田副部会長　　研究会の方がおられるから、言ってもらったらどうですか。私
のところは入っていません。呼びかけもなかったから入っておりません。有志で進め
ていらっしゃるのでしょうか。

田中（正）委員　　お許しいただけるのであれば。

末川部会長　　はいどうぞ。

田中（正）委員　　今いろいろと当局の方に質問があったわけですが、おっしゃ
られているのは恐らく議会が勝手に、しかも「そこには議員全員が入っているわけ
もないのに」というご指摘でした。

上田副部会長　　そうですね、そうですよ。

田中（正）委員　　今のところ、勝手に、議会の意見として、ここに提出すると
かそういうような性質の研究会ではありません。

市から基本構想が示されましたが、それに対して私たちは議決をするということで、
もちろんそれに対して責任を持たなければならないと考えています。その責任を持っ
て議決をするための研究を進めているという状況であり、対案を出すとか、そこまで

はまだ全く決めておりません。

ただ、その一定の研究会の成果は、市当局の方に、もちろん闇ではなくオープンにした形で申し入れたいと考えておりますが、市議会の意見としてここに出すとか、そのような段階ではまだございません。

暮松委員 いや、私はね、市議会の議論のスタイルはよく知りませんが、市議会には当然審議権もあるし、議決権もあるわけですよ。だからここを直すべきだという議会の意思が多数を占めたら当然執行部はそれを取り入れざるを得ないわけでしょう。議決を取らないといけないわけですから。

だから今研究しているということですが、12月ぐらいに市議会に提案かどうかわかりませんが、そのようなスケジュールの下で素案ができ、既に3カ月がたっています。意見が間に合わないという、そのような間抜けなことでは困ると思うのです。無いなら無いでいい。有るなら有るとははっきりするべき。もう3カ月も経過しているのだから、はっきりしてほしいということです。

田中(正)委員 はい。誤解を招くような発言だったかもしれませんが、もちろんこうして段階を踏んで市民の皆さん、ここだけではなくて、策定委員会から始まり、いろんな団体の方からの意見を聞きながら積み上げてきた結果で、この構想から総論ができ上がり、そして各論があるというこの流れはもちろん尊重しなければいけないと考えておりますが、そのような中で、今の基本構想でいいのかどうかも含めて研究しているという段階です。12月の段階で僕たちはこう考えるからやっぱりこれは否決するという、そういう乱暴な議論をするつもりは全くございません。

暮松委員 ただですね、これは審議会が終わりますと、当然審議会としての答申を出すわけです。市議会の10何名の方も答申に参画するわけですよ。そのときにはどういう中身になるのですか。

田中(正)委員 ですので、具体的に申し上げますと、もう来週の段階である一定の成果をご報告したいと考えております。12月ぎりぎりになってとかそういうこ

とは全くございません。10月末の答申には、もちろん私たち市議会議員も入りますが、研究会の中に入っている有志もいれば、そうでない方も審議会委員として入っておられます。もちろんその答申は非常に重みのあるものだと考えておりますので、それを無視したような議論も議会の中ではもうできないのではないかと私自身は考えております。その辺も含め、また研究会としての意見が、私の今の発言とは言えませんが、最後の部分ですが。ただそういうふうに私自身は考えており、また研究会の考えとも大きく差異はないと今のところは感じておりますので、委員がご心配されているような内容ではないとご理解いただけたらと思います。

暮松委員 そうすると、8月はもうたしかこれで終わり、次回は10月の初めかと思うのですが、10月の初めにはある程度、骨格もかたまり、出すのか出さないのか、基本的にこういう中身だということは審議会を含めて公表できるような段取りですか。

田中（正）委員 はい。公表できる段取りとなります。議会としてのということとはございますが。

暮松委員 議会ではないでしょう、これは会派で出すのではないのですか、研究会で。

田中（正）委員 ですので、有志として出すことをお許しいただけるのかどうかということも含めて、その辺の調整ももちろん必要です。

暮松委員 だれと調整するのですか。

田中（正）委員 ですので、その有志の中に入っていらっしゃらない方です。

暮松委員 有志の中身の問題でしょう、それは。議会全体として出すのではなく、何々会派か何々有志か知りませんが、ある種のグループが出すのでしょうか。その辺の合意もできないで、そんな研究会で答申もできますか。まあいいです。10月には出るのですか。

田中（正）委員 10月というよりは、9月議会が始まるまでには出す予定をしております。

暮松委員 そうですか。わかりました

上田副部長 ちょっといいですか。今、暮松委員さんからのいろんなご指摘がありました。たしか総会で、田中委員さんから「議会の有志で研究会を立ち上げています」という発言があったかと思いますが、私は日本共産党議員団ですが、全くその呼びかけもなく研究会にも参画しておりません。

今おっしゃったように、これはさまざまな団体等の意見も聞き、市民アンケートも実施し、担当局とのすり合わせ等もあって素案がまとめられたのだと私は理解しています。われわれの役目は、これでいいのかどうか、ここに集まっている我々のいろいろな審議を尽くしての総意をどう計画に反映させるのかということだと思っています。

その流れとは別に、研究会というそれも何の認知度もない、単に議員有志が集まって進めているところからの意見が出だされても、この審議会にどうなじむのかが非常に疑問です。突然に誰でもが審議会にこんな意見だ、あんな意見だと出せて、正式にここで議題として見られるのなら、こういうものが挙がっていますということで、取り上げなければならないということになったら、收拾がつかなくなると思うのです。

あくまでも審議会に参画している研究会のメンバーの人たちが、ここは第2部会ですから、田中さんが入っていらっしゃるのであれば、その研究会の研究内容をここで披露して、こんなことを考えているのでどうかと、ここはこう直した方がいいのではないかということで、きちっとあなたがこの部会の中で研究会の成果を披露し、意見をもらってだめなものを引っ込めるという形でいいのではないですか。そうでなければ、とんでもないことになると思うのです。

田中（正）委員 もちろんです。それも含めて、まだちょっと話がそこまで進んでいない部分があるため、おしかりも受けましたが、お許しをいただけるのであれば、当然そのような形も考えさせていただきます。逆にどこにも通していないのにいきなり当局へ提出もまたまずい話なのかなと。

上田副部長 田中さんが代表してここで披露されたらいいのですよ。

田中（正）委員 皆さんのお許しをいただけるのであれば。

上田副部長 研究会の成果ではなくて、一委員として、このいろんな問題、きょうからは各論ですが、各論の部分についての研究会でのいろんな議論を、ここでそのことも含め、ご自分のご意見も含めた意見を出されて、皆さんの意見とあわせて、集約していくという形にしないとおかしいと思いますよ。

例えば私は議員団で、6名の議員が集まりこの審議の中身を議論しながら、私はその中身をここで訴え、取り上げられるものは取り上げてもらっています。最終的に取り上げられなければ、これは今日もらいましたが、前回の第3次総の審議にうちの議員が2名入って議論したのですが、なかなか修正を取り上げてもらえなかった部分は、最終的なまとめのときに、私たちはこういう意見を持っていますという文書で提案しています。これは審議会委員が代表して行っています。こういう形でなければならぬと思っていますので、ちょっとこう特別にある団体のまとまった意見をここで新たに取り上げ、また議論をそこからやり直すのはナンセンスだと思います。

新本総合企画局担当理事 よろしいですか。

末川部長 はい、どうぞ。

新本総合企画局担当理事 今、上田副部長からお話があったとおり、研究会で研究していただいた内容は、審議会委員である議会選出の委員の方が、こういう意見だと発言していただき、それを各審議委員の皆さんで議論していただくというスケジュールなり手順をとって進めていくということです。

上田副部長 特別扱いはしないということですよ。

新本総合企画局担当理事 もちろん市としてもそう考えております。

暮松委員 済みません、もう一点。前回は時間切れでお答えがなかった、第3次計画の積み残しがどのくらいあるのですか。それは基本的に第4次に取り入れているということですから、実態としては継続的な内容かと思いますが、その金額的はどのくらいのものでしょうか。アバウトでいいのですが、4次の考え方の中で。

田村総合計画担当グループ長 アバウトという話でしたら200～300億円です。

暮松委員 200～300億円、全体では1,000億円ぐらいでしたね、たしか前回の説明では。

田村総合計画担当グループ長 ただ、積み残した分がすべて第4次の中に入っているわけではありません。今回、取捨選択した上で、入るべきものは入っていますが、既に入っていないものもあります。

暮松委員 その積み残しの取り上げ方は、各論の各部局の判断で決まるわけですか。

田村総合計画担当グループ長 いや、それはあくまでも市としての判断です。

暮松委員 市としての判断。

田村総合計画担当グループ長 はい、判断です。

暮松委員 ただこの前、上田委員から話があった、積み残しの中でも何か阪急電車の地下化工事の200億円とかの大きな問題については、少なくとも何か積み残しがあり、実施するかしないかは市の判断ではなく、大きなものについては、少なくともやはり審議会の審議の中で取り上げないといけないのではないかと。そうすると阪急の問題は継続性がないわけですか。

新本総合企画局担当理事 はい、済みません、今ちょっと暮松委員1人がずっといろんなご質問をされるのですが、今日の部会として、まずお願いしたいのは、前回基本計画総論と事業計画までご議論いただきました。その内容について市としては一部こういうふうに変えるところは変えたい。変えないところは変えない。その説明をさせていただき、それについてのご意見を聞いた上で各論に入っていく段取りになっておりますので、よろしく願いいたします。

暮松委員 わかりました。

末川部会長 それでは、資料の説明を事務局の方からお願いいたします。ちょっと時間が詰まっておりますので、要点をしっかりとお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 簡単にさせていただきます。本日お配りしている資料の説明とあわせまして、前回までにいただきましたご意見に対する市の現時点での考え方をあわせてご説明させていただきます。

まず、本日お配りしている資料ですが、5点ございます。そのうち下の方に置いてある分厚いものが2つございます。第2部会の第2回会議の会議録と7月24日の総会の会議録を置かせていただいております。こちらにつきましては、前回の第1回会議録と同じようにごらんいただき、修正部分、追加すべき部分があればおっしゃっていただければと考えています。できましたら来週中ぐらいにいただきまして、こちらの会議録は、ホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

そしてあと、1枚もので第2部会の第2回会議の意見要旨をまとめています。こちらにつきましても、同じように修正、追加等がありましたらお願いいたします。

それでは、あと2つの資料、横長で見ていただく資料になります。タイトルのところが穴で消えており申しわけありませんが、総合計画審議会の各部会共通審議事項項目における意見と現時点での市の考え方につきましてご説明いたします。

1回、2回におきまして基本構想、基本計画総論、そして計画推進編の第2章についてご審議をいただき、いろいろなご意見をいただきました。それにつきましては、各部会でも意見をいただいておりますが、この第2部会でいただきましたご意見について、現時点での市の考え方をご説明いたします。

まず、一つ一つの説明の前に、もう一つの資料、右上に別紙1と書いている3枚とじの資料がございます。各部会の共通項目でご意見の多かった部分につきまして、市で修正案を検討しましたので、それにつきましてご説明いたします。

まず、別紙1の前総合計画によるまちづくりの部分です。第3次総合計画の総括につきましてのご意見をかなりいただいております、今回修正案として、別紙1をご用意しました。

項目は大きく3つです。

まず一番上の下線を引いた部分になりますが、第3次総合計画において財政状況、そして人口急増に対しての適切な対応をしてきたという表現をしておりましたが、その適切な対応についての中身についてのご意見をいただいております。それらを踏まえ、下線部で書いておりますように3次にわたる行財政改善の取り組みをしてきたことや一部地域における人口急増に対応して教育環境の保全に向けた住宅開発の抑制指導を行ってきたことの記述を加えているものです。

そして、2点目は人口急増やマンション開発に伴い、緑が減ってきたことを書くべきではないかというご意見をいただきました。それを踏まえ、中ほどにあります下線部で、宅地化等が進み、まち並みの変化いわゆる緑の減少などの変化が起きている、生じているため、今後ともそういったものに対する適切な対応、適正な規制・誘導を通じて、まち並みの形成に努めていかなければならないという、引き続く課題として記述しています。

そして一番下の部分になりますが、人口増等に伴う第4次総合計画に引き続いていくべき課題としてコミュニティー意識の醸成や都市化の一層の進展によるさまざまな課題も第4次において対応しなければならないという書き方で、あとにつなぐようにしています。

それでは、続きまして、別紙2の基本目標をお願いします。

「ふれあい、感動、文教住宅都市・西宮」こちらの基本目標につきましてもいろいろなご意見をいただいております。それらも踏まえ、このような修正案を用意いたしました。中ほどの下線部になりますが、先ほど見ていただきました前総合計画によるまちづくりの中で第4次に引き継いでいくべき課題とあわせまして時代の潮流に書かせていただいている内容も踏まえて、基本目標を設定してきているといった記述にしています。

そして「ふれあい、感動、文教住宅都市・西宮」の下では、「ふれあい、感動」が

わかりにくい、説明が不十分ではないかといったご意見をいただいておりますので、各部会においてご説明した内容をこちらの下線部で記述し、「ふれあい、感動」の説明とさせていただきます。

それでは、続きまして別紙 3 をお願いいたします。

計画推進編の第 2 章になります。財政見通しと事業計画について記述していましたが、これを記述することによって予算化され、既に決まっているとの印象を受けるというご意見をいただいております。市としては、あくまで大枠を示していると考えておりますが、そういった内容がひとり歩きしてしまうというご指摘を受けたため、事業計画についての記述は外させていただきます。

それにあわせ、事業計画の集計表を載せておりましたが、これも外すという方向で考えております。内容としては、財政見通しを立てる必要性についての記述にしております。その上でもう一つ、もとの原案にありました余剰財源という表現が誤解を招くというご指摘を受けておりますので、この表で A 引く B で収支差し引きと書いておりますが、この A 引く B の中身を記述しております。

これが上から 7 行目にあります「この推計においては」以下のところで A 引く B とはどのようなものであるのかという説明を加えた上で、こういう予測になりますという記述に改めさせていただきます。

そして、事業計画そのものの記述は外しておりますので、表から下の部分で、この財政見通しを踏まえ、第 4 次総合計画において、どのような方向で事業施策を実施していくのかという財政運営の基本姿勢を記述しています。そちらにつきましては、この見通しを立てておりますが、非常に不透明な経済状況を踏まえ、毎年度の予算編成や 3 カ年の実施計画において必要な見直し、取捨選択を行い、健全な財政運営に努めていくとしております。その際の基本的な考え方、留意すべき点として 1 から 5 を並べております。

1 点目の重点プロジェクトは、後ほど説明しますが、現在検討中で、その検討結果

にあわせてこちらの表現を考えさせていただきたいと思います。

あと2、3、4、5のうち3、4、5は、原案にあるとおりです。2は、現在重点プロジェクトの中で公共施設の耐震改修を記述しておりますが、その部分の説明も重点プロジェクトの検討とあわせて表現を検討してまいります。今の重点プロジェクトの中では平成27年度までという目標を示せておりませんので、どこかで示していきたいと考えています。

したがって、タイトルも財政見通しと事業計画であったところを財政見通しと事業施策の実施に改めさせていただいております。

それでは、この横長の市の考え方に戻っていただけますでしょうか。

大きな修正としてご提示しているのは3つです。残りの部分について現在の市の考え方を説明いたします。まず第1の総合計画策定の趣旨につきましては、先ほどの別紙1の修正案のとおりです。第3の時代の潮流とまちづくりの課題で2点ご意見をいただいております。国の社会保障費の削減、格差の拡大等についての記述、こちらにつきましては、社会経済情勢の変化ではありますが、時代の潮流ではないと考えております。

そして、その次の時代の潮流にある番号は、ここにも書いていますように計画がわかりやすく、読みやすいように付しているもので、優劣をつけているものではないと考えております。

第4のまちづくりの基本目標「ふれあい、感動」についてのご意見は、別紙2の修正案のとおりでございます。

そして8ページの将来のまちのイメージの番号につきましても、おおむねソフトからハードといった順で並べておりますが、ここに書いておりますように、あくまでもわかりやすく読みやすいようにつけているもので、優劣をつけているものではないと考えております。

そして第6の総合計画の実現に向けて、参画と協働について2点ご意見をいただい

ておりますが、こちらにつきましてはご意見を踏まえての修正を検討しているところです。次回あたりで修正案をご提示させていただきたいと考えております。

そして次の基本計画総論につきまして、総論部分全体としてご意見を2点いただいております。

まず、総論の中で基本構想に回した方がいい項目があるのではないかというご意見、総論を資料編として整理するのはどうか。あと総論についてはありたい姿と現状のギャップを埋めるためにどういう施策が必要なのか、その現状認識を記述すべきではないのかというご意見をいただいております。市といたしましては各論で記述している各施策を推進していくに当たり、留意しておくべき事項、人口でありますとか市民意識、そういったものについての記述をしている部分が総論であると認識しております。

それでは、次の2ページお願いいたします。

第2の基本指標につきましては、人口のところでは、50万9,000人という平成30年度の予測数値は本当にいいのかというご意見を2つほどいただいております。これについては、ここに書いていますように50万人程度が人口規模の1つの目安と考えており、この推計を踏まえて必要となる施策展開を各論のまちづくり編に記述していると考えております。

そして次に、コーホート分析では、人口が急激に増えた直近5年の状況を基に予測しているが大丈夫なのかというご意見をいただいております。この人口推計に当たってはこの5年程度、直近6年の年度間のデータのうち一番上と一番下を除いた残りのデータで推計するなど、傾向を平準化する手法で推計しているということです。

あと人口についての記述内容について2点ご意見をいただいております。これにつきましてでもご意見を踏まえて修正を検討しているところで、次回以降で修正案をご提示したいと考えております。

そして第5の重点プロジェクトですが、こちらについてもご意見をかなりたくさんいただいております。これにつきましては、現在検討しているところで、次回以降で

修正案をご提示したいと考えております。

あと最後に、財政見通しと事業計画につきましては、先ほど別紙3でお示しした修正案でございます。

説明につきましては以上です。

末川部会長 はい、ありがとうございました。過去いろいろ出ましたご質問、ご意見に対しての考え方や修正案について説明していただきましたが、いかがでしょうか。

上田副部会長 ちょっと確認だけ、いいでしょうか。

私は財政フレームの問題を前回からずっと議論してきました。「第3次総合計画においても早々に破綻したのに、なぜまたこれをここで再登場させるのか」ということを言いましたが、これについては今回そのまま残されております。それに対比する形で、事業計画というあいまいな数字と対比しているのもおかしいと発言しましたが、事業計画は今回の素案から外すことにしたのですね。

田村総合計画担当グループ長 はい。

上田副部会長 そうすると、その事業計画の今後の取り扱いです。これは市が大枠として持っている参考資料ということですが、こういうものがここに出されていることは大変だという議論があった上で外したわけですが、それが消えているわけではないと思います。

事業計画は今後10年間でどのような位置づけになるのかが、今の説明ではわかりません。確かにここからは消えました、では無くなったのかといえばそうではなく、市が3年ローリングで勝手に決めますよと。私たちは白紙委任したわけではありません。財政状況を見ながら、短期財政計画に基づく状況を見ながら、一旦外した中身をローリングで登場させることになると思うのですが、それは一体誰がどう決めていくのか。そのあたりが全く見えないと、非常に心配です。私は外して結構だと思っています。むしろ他市では入れていないわけですから、外すことの方が正解だと思うのですが、

一旦出されたかなり詳細に積み上げられた事業計画ですから、今後それはどのように見られるのですか。

新本総合企画局担当理事 よろしいですか。

末川部会長 はい。

新本総合企画局担当理事 ですから、この10年間の基本計画に出てくる個別施策の中では、こういうものに取り組みますということが残るわけです。

上田副部会長 おおまかにね。

新本総合企画局担当理事 はい、おおまかに。もちろん括って表現している部分もあります。それについての参考資料として市がつくった10カ年事業計画があると、そういう位置づけです。ですからそれを具体化するのには、ここに書いているとおり3カ年の実施計画の中でちゃんと決めていきます。あくまでも現時点で、市が想定する10カ年事業にはこういうものがあるという参考資料をお付けしているということです。

上田副部会長 ここからは無くなるが、この別紙でいただいている事業計画の概要は依然としてちゃんと生きて存在するということですね。

新本総合企画局担当理事 はい、それは参考資料として付けております。

上田副部会長 だから、この取り扱いが今後どうなりますかということです。各論について、私たちはこれから議論していくのですね。

新本総合企画局担当理事 そういうことになります。

上田副部会長 だから、この部分に触れていくわけですよ。

新本総合企画局担当理事 触れる場合と触れない場合があるかと思います。

上田副部会長 実施するかしないかについては、市が決めるということになるのですか。

新本総合企画局担当理事 ですから、今の時点で、市はこういうものを考えていますということを説明しているだけであって、具体的に実施するかしないかは3カ年の実施計画や予算編成の中で決まっていきますということです。

上田副部長 では、議会も予算審査の中で決めるから、ちゃんとそこで意見
が言えるではないかということですか。

新本総合企画局担当理事 そういうことです。

上田副部長 そうすると、市民の皆さんはどうなりますか。

新本総合企画局担当理事 市民の皆さんも同じように3カ年の実施計画は公表
していますので、市民の声も聞きながら各部局は判断するわけです。そういうことで
具体的な実施計画や予算編成の中で事業化されることになります。

上田副部長 市民の意見を聞くというのはパブリックコメントとか、あるい
は大きなプロジェクトについては、今回、市民参画条例ができましたが、そういうも
のを駆使した中できちっと意見を吸い上げ、実施していくという形になりますか。

新本総合企画局担当理事 はい。これは10年の長期計画ですから、その計画自
身についても十分練れていない部分とか、事業費等にしても十分練れていない部分
があります。だから参考資料として、市が実施したいと考えている事業をお示しして
いるだけで、実際に実施するかどうかなど、具体的な話に当たってはパブリックコメン
トであるとか、いろんな参画と協働の手法の中で市民の方のご意見をお聞きしてい
くことで考えております。

末川部長 よろしいですか。

暮松委員 3カ年計画の公表はどのタイミングで、どういう方法ですのか。

新本総合企画局担当理事 毎年度2月の時点で、来年の場合なら21、22、23、
の3年度にわたる投資事業が中心になりますが、市としてこのような事業を予定して
いますということを議会資料として配ります。これについてはご希望があれば資料を
お渡ししています。

暮松委員 例えばそれを市政ニュースか何かで、2月なら2月のタイミングで、
こういう事業計画ですと知らせるとか。それは議決を経ているのですか。

新本総合企画局担当理事 いえ、議決は経っていません。

暮松委員 そうですか。

新本総合企画局担当理事 ですから21年度は予算に反映されています。22、23年度はあくまで予定です。そういう内容なのでかなりの量があるのです。ですから、市政ニュースでは多分無理だと思いますので、ホームページに載せるなど、そういうことは考えていきたいと思っています。

暮松委員 最近はホームページが非常に便利だとなっていますが、50万人の市民が全てホームページで調べるなど考えられないわけですよ。ですから、この基本計画に載っていた程度の部門別の大まかな数字や事業計画の概略は、できるだけ市政ニュースその他でオープンにするべきだと思います。

新本総合企画局担当理事 はい。それはまた実施段階で検討させていただきます。

末川部会長 はい、ありがとうございました。

今いろいろご意見など出ましたが、このご意見は、今回のこの資料とあわせ正副会長部会長会へ提出し、そこで改めて審議いたします。それでよろしいでしょうか。

ほかございませんか。

なければ次の各論に入らせていただきます。やっとな各論です。

15の審議を始めます。市から簡単に説明してください。

田村総合計画担当グループ長 わかりました。

まず、各論まちづくり編に入る前に、簡単に各論の各施策について、どういう項目を記述しているのか説明します。

原案にインデックス「各論まち」とつけているところがございます。これを1枚めくっていただきました後ろに目次があり、その目次の次に、基本計画各論の各ページの見方をつけております。こちらで各論まちづくり編の各施策について、こういう項目で記述してあるということ載せておりますので、それにより簡単に説明します。

まず、各施策の現状と課題として、この施策をとりまく社会情勢や動向を記載し、そして本市におけるこれまでの取り組みとか、今後の課題を記述しています。

そしてその下になります。その現状と課題を受けた基本方針、その施策の基本方針を記述しています。

そして、その基本方針に基づく、この10カ年の主要な施策展開を右側のページの上になります。そちらで記述しています。

あと、その施策につきまして、市民一人ひとりの活動であるとか、まちづくり指標としての10カ年数値目標、その施策に係る部門別計画を記述しています。

それでは、まちづくり編の 15をお願いします。

15、地域福祉の推進です。まず現状と課題として、社会福祉の問題は、地域でのつながりや触れ合いを大切にしていこう必要があるということ踏まえ、現状と課題として4点挙げております。

まず1点目が、阪神・淡路大震災を期にボランティア活動等に参加する機運が非常に高まっているという状況。

2点目は、バリアフリー化の取り組みとして、市内の鉄道駅舎にエレベーターや多機能トイレ等の整備を進めていること。

3点目として、高齢者、障害のある人など市民だれもが住みなれた地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくりが求められているということ。

4点目として、各団体、行政、それぞれが役割の中でお互いに連携し、自助、共助、公助を組み合わせた仕組みを構築していく必要があること。

そして最後の5点目として、核家族化や地縁関係の希薄化による家庭、地域での世代間の交流が減ってきているという現状認識について記述しています。それらを踏まえた基本方針は、「市民一人ひとりの地域に対する思いやりや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の積極的な参画と活動のネットワークを広げていきます。また、ユニバーサルデザインの視点から、すべての市民が利用しやすいまちづくりを進めていきます」としております。

次に、それを受けた主要な施策展開としては、3つ挙げております。

まず、地域福祉活動の推進として各種団体、事業者、行政による自助、共助、公助が重層的に組み合わさった地域福祉システムの構築を図り、市民一人ひとりが尊重し合い、支え合う、心通うまちづくりを目指します。また、総合的な多世代ふれあい事業を推進するということです。

2点目は、啓発活動を推進するなど、情報提供の充実を図ってまいります。

そして3点目に、市民に優しいまちづくりの推進として、公共施設、民間施設においてバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めてまいります。

そして、市民一人ひとりの活動としては3点。

福祉に対する意識の向上、地域活動への積極的な参加、日常の声かけなどの地域サポートを挙げています。

まちづくり指標は、西宮市社会福祉協議会に登録しているボランティア数、そして市内鉄道駅舎エレベーターの設置箇所数、多世代ふれあいセンターを挙げ、それぞれ数値を上げる目標にしております。そのうち登録ボランティア数を重点化指標に考えております。

あと、主な部門別計画として、西宮市地域福祉計画、西宮市交通バリアフリー基本計画を挙げています。以上です。

末川部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ご意見とか質疑をお受けいたします。

暮松委員 15の主要な施策展開の(1)地域福祉活動の推進で民生委員とか児童委員とかボランティアのことが出ています。ここで2点ありまして、まず1点目は、西宮市の民生委員は大体700人ぐらいいるらしいのですが、民生委員が誰で、電話番号は何番で、どの地域を担当しているのかという情報が全く流されていないわけです。今日は局長さんもおられるようですが、どういうふうに考えておられますか。

末川部会長 今のご質問ですが。

木村長寿社会部長 長寿社会部の木村です。今のご質問で、民生委員さんにつきましては、西宮市のインターネットの中に全て出しており、現在711名定員のうち677名いらっしゃいます。全て公表させていただいております。

暮松委員 問題はね、先ほどからインターネットが非常に話の中に出てくるわけです。これは平成16年12月10日の、この当時は長寿福祉課ですが、西宮市民生委員・児童委員ニュースを今日持ってきました。3年ほど前の資料です。要するにこれが全員の住所、氏名、電話、それから担当地域を、号外か何かは知りませんが、配っているわけです。

今回、たまたまこれが必要なので、1週間前に担当課の人に聞いたら、「こんなのは個人情報だから出さないようにしたのだ」という意見がありました。これは個人情報という見解ですか。今お答えになった方。

末川部会長 木村部長。

木村長寿社会部長 一応個人情報に当てはまると思っております。

暮松委員 これはね、私は個人情報ではないと思います。なぜかという、市の情報公開課では個人情報ではないという見解です。同じ市役所の中で、こういう重要な問題についてなぜ意見の一致が見られないのか。いいですか。これは非常に問題だから兵庫県庁の民生委員の担当課に「民生委員はどういう立場なのか」と聞きました。そしたらね、厚生労働大臣が委嘱して、県知事が任命をする地方公務員だという解釈です。県の解釈は。

それで他の市は民生委員の氏名その他連絡先について公表しているのかと聞いたら、神戸市は公表していますと。神戸市は何名いると思います。民生委員が2,500名いるのですよ。去年の12月1日に発令して、2,500名の氏名、電話、担当地域を市の広報で即時に発表しているのです。個人情報でも何でもないので。個人情報がインターネットで読めますか。あなた方のそういう考え方が担当者に、まあ何というのか、教育されているのかわかりませんが、私は担当者と20分ぐらい話しをしたのですよ。

なぜ公表しないのかと。返事は「個人情報」一点張りです。

今言ったように地方公務員だから全部オープンにしるとは言っていないのですよ。民生委員は市民の皆さんに知ってもらわなかったら、仕事が始まらないわけですよ。今日は民生委員の代表の末川さんもおられますが、誰が民生委員で、どこに連絡したら、どういう相談ができるのかということをも市民に知らせるところから民生委員の仕事が始まるわけですよ。なぜオープンにしないのですか。

市の考えは「聞きにすれば教えてやる」が担当者の意見ですよ、名前も聞いていますが、長寿グループです。いいですか、市民が「民生委員は誰ですか」、「どうしたらいいのですか」と聞いたらね、「市に電話してもらったら教えますよ」と、そんなことで民生委員としての役割が果たせますか。共助も自助も何も無いではないですか。

局長、教えてください。どうすればいいのですか。

水田健康福祉局長 まず1つは、インターネットで公開していることについては、これはもう公開です。ただ、公開の手段としては、暮松委員がお持ちの市政ニュースで公開したときもありましたし、メールをつくった時期もありました。現在はペーパーレス化ということで、ご意見はいろいろおありでしょうがインターネットで公開する形をとっています。

暮松委員 あのね、あなた方はこの市民50万人の中にインターネットを持っている人がどのくらいいて、インターネットが使えるのか使えないのかをどう理解していますか。何でもインターネットがあるからいいのだという問題ではないでしょう。

水田健康福祉局長 そういう意味ではありません。そういったご意見があることは承知しておりますが、まず民生委員さんはそれぞれの地域で、区域を決めていますので、その方の名前を知っていただくことが第一義にあります。

暮松委員 それをどういうふうに知らせます。

水田健康福祉局長 そのときに、インターネットで公開していることが1つ大前提になります。それ以外に、お持ちのように市政ニュースに載せたこともあります。

それから冊子をつくったこともあります。そういったこともありましたが、まずは全市についてはインターネットでお知らせする。あとそれぞれの地域については、それぞれで民生委員協議会を持っていますので、その中でかかわりのエリアの民生委員さんがアプローチしてくださっています。

暮松委員 民生委員会が実は何もしていないのですよ。

水田健康福祉局長 もう一点は担当が申しましたように、誰かわからない場合は、問い合わせいただいたらお答えするシステムをとっているところです。

暮松委員 いやいや、もう一つ明らかにしますとね、長寿グループの人は市政ニュースに個人情報には載せられないが、「宮っ子」は知っていますね。

水田健康福祉局長 ええ。

暮松委員 「宮っ子」には、民生委員の了解を得て地区ごとに載せてもらうように民生委員に話していますということです。私も「宮っ子」の担当者に聞きました。地域支援課ですか。そうしたらね、26地域の中で「宮っ子」に載せたのは3地域だけです。いいですか、民生委員の了解を得た上で「宮っ子」に掲載するというまめけなことでは困るということです。

自主的に、私は長寿グループの担当者に言いましたよ。「地域支援課に長寿グループから正式な文書依頼をしたのですか」と言ったら、「していません」と。「あくまでも民生委員にお願いして、民生委員が「宮っ子」の地域編集者にお願いするのです」と。したがって、26地域の中で3地域しか地域の民生委員の内容が明らかになってない。26地域の中で23地域は全くブラインドで、誰が民生委員かわからない。相談したくても電話もできない。

そういう状況でいいのですか、去年の12月から、もう8月ですよ。約1年近く放置されているのですよ。神戸市の担当者に言いました、「あなた方は2,500人をすぐに発表しましたが、何を発表したのですかと」「もちろん名前と電話と担当地域を発表しました」とのことです。それを聞いてやっぱりさすが神戸だなと思いましたね。そん

なまぬけなことは言っておりません、個人情報だなんて。個人情報でも何でもないので。公開情報ですよ。

今日早く来て、情報公開課に行って見てきたのです。パンフレットというか、40枚ほどの紙があります。だから「見せてください」と言ったら、閲覧ができるのですよ。けどそんな消極的な対応でどうするのですか。民生委員の予算は幾ら使っているのですか。年間1人に6万円、700人だから、4,200万円も使っているわけですよ。4,200万円が全く活かされていない。誰に相談したらいいのかわからないようなことで、1年近く放置し、インターネットがあるからいいよと、そんな問題ではない。

相談したい人は老人のひとり暮らし、教育関係で悩んでいる人、そんな人がインターネットを駆使して情報を探しますか。思いやりも何も無いということですよ。ここにいい格好書いていますが、やっていること全く思いやりも何も無い。老人がインターネットで調べますか。私もコンピューターは持っています。よく市役所に問い合わせますが、インターネットで調べてくださいといわれる。でも私はやりません。できないと言った方が正確かも知れませんが、そういう状況を踏まえ、こういう民生的な仕事、福祉の仕事を進めないと、「インターネットで全て調べられるようになっている、おれたちはすべきことしているよ」などと言う、そういう局長に率いられている健康保険局はだめだと思います。どうしますか。

島委員 部会長、議題が多いので、発言は簡潔にお願いできないでしょうか。

暮松委員 答えてもらえば終わりますよ。

島委員 お答えされているではないですか。先ほどから同じことを何度もおっしゃっていますが。

暮松委員 いやいや、インターネットなどはだめだよ。

水田健康福祉局長 私が前提で申し上げたのは、インターネットでは全市の分を公開しておりますと、だからそれを地域の人に検索してくださいとまでは申し上げておりません。各地域には法定の民児協があるわけですから、その民児協が1件ずつ

回るなり、あるいは地域で会報を出すなりしていただいております。

暮松委員 民児協がしていますか。

水田健康福祉局長 していただいております。そういう形で地域の方と接触していただく、これは民生委員活動では何より大事です。市政ニュースで一覧表を出すことよりも、その方がよほど大事だと健康福祉局は考えております。

ですから、全市についてはインターネット、あるいはお問い合わせは情報公開課でできます。それはまず第一条件で、あとは地域でそれぞれがかかわっていただくことが民生委員の公務だと思います。

暮松委員 あなた方は地域の末端まで把握していないからそのようなことを言っている。私の家には誰も来ていませんよ。私の自治会で全部調べましょうか。私も自治会の役員をしていて、老人会の会長もしているので、地域の情報は全部持っていますがね。そんなことはしていません。

末川部会長 そうですね、いろいろご意見もありますが、私が民生委員の会長の立場として申し上げますと。一応、各校区全部に担当の民生委員がいて、年に1回、主に高齢者の実態調査を中心に、母子や父子家庭のところは回っております。

暮松委員 回るのと民生委員が誰で、どうしたらいいのかとは違うでしょう。

林委員 済みません、現状として。暮松委員のところは失礼ですが、そうなのかもしれません、民生委員と民生協力委員がおられ、個々の昼間独居老人とかは全て把握されています。

暮松委員 いやいや、昼間独居老人だけではないに。

林委員 もちろんそうです。

暮松委員 全市民にね。

林委員 地域でやっています。

暮松委員 市政ニュースを出したら終わりではないですか、1回でできるでしょう。なぜそうしないのか。

上田副部長 地域できちっとしていただきますよ。

暮松委員 それはね、個人差もあるし、どういうふうに活動しているかは別に
して、神戸市ができてなぜ西宮市ができないのですか。神戸市に行って勉強してきた
らいいのですよ。

末川部長 いろいろご意見もありましょうが、これは民生委員としての立場、
それから地域住民としての立場をよく考え合わせ、広報やいろんなことをして、これ
までの反省の上で現状に至っているわけです。

暮松委員 どういう反省をしたのですか。個人情報だからオープンにしたらい
けないという反省をしたのですか。

末川部長 いいえ。

暮松委員 はっきり言うとね、民生委員の圧力だと思うのですよ。オープンに
するなというのが。

末川部長 そのような圧力をかけたことはありません。

新本総合企画局担当理事 部長、暮松さん。今のお話は、民生委員、児童委
員がどんな活動を具体的にしていくのか、その中で市民の立場から、広報するべきで
はないかというご意見が出ているので、それはもうこれからの活動の中で検討してい
ただくということでしょうか。

暮松委員 そうではなく、民生委員のすることと市のすることは違うというこ
とをあなた方は認識していないのだ。

新本総合企画局担当理事 だから、そういうご意見は今聞きましたから、それ
を踏まえてこれから考えていくということでしょうか、今回は。

暮松委員 いやいや、局長はそう言っていないでしょう。

新本総合企画局担当理事 いえいえ、局長はそう言っています。

暮松委員 「インターネットで公表しているよ」としか言っていない。

上田副部長 済みません。民生委員、児童委員の皆さんの個人情報を公開す

るのかどうかというご発言だと思うのですが、基本的には、インターネット上で全て公開していますと。私は香櫨園地域に住んでおりますが、「宮っ子」、それから地域のふれあいとかというペーパーで、回覧ですが全て顔写真入りで、この地域はこの人が民生・児童委員さんですよというのが回って来たりしております。例えばその地域ごとに違うのかもしれませんが、地域の民生委員さんはどこの方だということは、ほとんどの方がご存じです。ですから、私は、全市の民生委員さんを知る必要は無いと思いますし、それは適宜されていращるのではないかと考えております。

暮松委員 いやいや、地域の「宮っ子」でいいのですよ、私は。

上田副部長 それは入っておりますよ。

暮松委員 「宮っ子」に載っているのは、3地域しかない。どこか言いましょうか。

上田副部長 だから、それは今後、実際に民生・児童委員さんの中で議論されればいいわけですよ。

水田健康福祉局長 とにかく、全体はインターネットで公表していますが、各地域についてもきっちり伝えていくように工夫していきたいと思います。

末川部長 そういうことでひとつご了解いただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

岩崎委員 今の意見は、「宮っ子」に出すとか出さないとか、個人情報という話が出ていますが、恐らくこれはこの施策の主要な施策展開のところ、例えば「地域福祉システムの構築を図り」と書いてありますね。この福祉システムの構築、いわゆる西宮における地区別の社会システムはどうあるべきだという基礎調査を踏まえて、先ほどの情報提供のあり方、あるいは活用の仕方、あるいは潜在的なニーズの掘り起こしといったところが示されていないから、ずっとこの議論が起こるのだと思います。

したがって、これから取り組まれるということですので、ぜひそういう、これから後るのNo18、19まで続くと思うのですが、まさしくこれからの高齢社会の中で地域福

社はかなり大きなテーマなので、どういう社会システムを築くのかというサーベ이를踏まえた施策展開について、ここでは少し共通認識をつくることが大事ではないかと思います。以上です。

末川部会長 はい、ご意見ありがとうございました。

そういうご意見がありましたので、それを踏まえて考えていただければと思います。

島委員 済みません。ちょっと基本的な質問をしたいのですが、まちづくり指標の見方について教えていただきたいのです。重点のところとと何もついていないものがあります。どの項目もそういう記載のようですが、これはどういう基準で区別がついているのでしょうか。

末川部会長 お願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 はい。こちらは、この施策の達成状況を図ために指標を設定しており、この10年間、施策を推進していく中で、どの指標に最も重視を置くかといった視点で、 をつけているものです。

末川部会長 よろしいでしょうか。

島委員 のついていない項目は、重点ではないが、指標として挙げているということですか。

田村総合計画担当グループ長 重点、重点ではないは別にして、ぜひともその目標に向かって進めていきたいと考えていることは確かです。その中でどれに重点を置き、この施策展開を考えていくのか、そういうものが重点になっているとご理解いただきたいと思います。以上です。

暮松委員 エレベーターの設置は阪神甲子園駅が前から問題になっていますが、なかなか実現しませんね。市としての取り組み方に何か一考を要するというか、できるような方向づけはないものですか。これは、今回の市民意見を全部見た中でもかなりいろいろ出ていますね。どうしてですか。

末川部会長 このエレベーターの問題につきましてお願いします。

前田福祉総括室長 福祉総括室の前田です。阪神甲子園駅のエレベーター設置は、市からも阪神電鉄に設置要望しております。ただ、甲子園駅の構造上、今すぐには付けられないと聞いております。阪神電鉄も設置を考えておりますが、駅の構造自体を変えなければならないため、多額の事業費が必要になるという課題がございます。

高校野球が開催され全国から来られる大変有名な駅なので、早急に設置してもらいたいという要望を受け、阪神も現在検討中ですが、先ほど申し上げましたように、ただ単にエレベーターを設置するだけでは済まない駅舎構造の問題があり、駅全体の改修も含めた検討をしていると聞いております。

暮松委員 例えば、あなたはどのように取り組まれているのですか。電話で言うだけですか。それとも阪神の本社に出向き具体的に責任者と話しをしているのですか、どうしているのですか。

前田福祉総括室長 文書での設置要望は出ています。

暮松委員 だれが展開しているのですか。

前田福祉総括室長 阪神電鉄です。

暮松委員 あなたの仕事の取り組み方の問題ですよ。そのようないいかげんなことでは、金のかかることはできないですよ。阪神は非常におくれているですよ。三宮にもエレベーターが1台もない。三宮駅ですよ。やはり阪急、JRに比べ、阪神はおくれていると思います。だからもっと、ただ単に連絡して要望するのではなく、市民要望が強ければ、もっと具体的に動いてほしい。社長に談判したらいいのではないですか、阪神電鉄の。

末川部会長 そういうご意見ですが。

常本委員 交付金等の財源はどうなるのですか。エレベーター設置では、市の負担はあるのか、100%事業主が負担なのか、どうですか。

末川部会長 そのことにつきましてお願いいたします。

前田福祉総括室長 例えばということで申し上げますと、現在JR甲子園口駅

でエレベーター設置工事をしております。これにつきましては18年度から20年度の3カ年事業で、国の補助が事業費の3分の1、兵庫県が6分の1、本市が6分の1、事業者が3分の1という負担で進めております。

常本委員 阪神甲子園駅も負担割合は一緒ですか。

前田福祉総括室長 それは交通バリアフリー法関係の負担割合で、大規模な駅舎そのものを変えるという事業が対象ではありません。そういう形になれば、また別の補助メニューになってくると思います。

末川部会長 駅の構造を変えるため多額の費用がかかるということで、その負担割合はわからないが、何らかの検討をしていただきたいということで、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございせんか。

山田委員 よろしいですか。まず意見が1つです。このまちづくり指標の重点について話がありましたが、表の中に、達成への難易度が数値的に、あるいはしるし的にわかるようなものが記載されていれば目標達成に向けてどうなのかが判断できる。その重点度が優先度なのかどうかもわからない状況ですから、さらにその難易度が必要ではないかと私は考えています。これは意見ですから、また考えておいてください。

あと、全体の会の進め方も非常に審議時間がかかっています。まだ施策No15の冒頭に入ったところです。いろいろな市民団体の方がいらっしゃるので、協議ができるように、意見が言えるように、部会長さん、その辺お願いしたいと思います。以上です。

末川部会長 ありがとうございます。達成難易度をつけてほしいということと、もっと部会長しっかりしろということでございます。発言は、できるだけポイントだけをお願いします。ほかにございせんか。

田中(正)委員 済みません。ちょっと指標の件で気になる部分があります。ちょっと細かいことかもしれませんが、多世代ふれあいセンターは今ゼロだが、目標値を1に設定している。これは何か箱物を建てるという考えでの目標ですか。

末川部会長 多世代ふれあいセンターにつきまして。

水田健康福祉局長 私の方から。これは、ゆくゆくは箱物も考えたい、当然、多世代ふれあいというからには、箱物だけではなく、ソフト部分といいますか、地域のふれあい、世代間の交流、こういったものはもちろん大事になりますが、拠点的なものはいずれ整備したいと考えております。

末川部会長 ありがとうございます。

田中(正)委員 ありがとうございます。冒頭の構想なり総論なりで議論したと思うのですが、量から質というのか、「拡大より質の向上」という文言があり、これからの社会はそういう拡大路線をたどっていくと破綻するおそれがあるという考えのもとにつくられていると理解していたのですが、相変わらずまた量になっている。余りよくないのではないかと感じます。

まして、この施策の指標を挙げるところで、箱物1個をつくりますという目標はいかがなものかなと感じます。施策的なところが多いので、その指標を立てることは非常に難しい。どんなものかいいのか考えたが、実際には難しかった。どの施策も全て、先ほども委員の方からありましたが、指標を3つ挙げているが、無理やり3つ挙げる必要はあるのか。エレベーターの設置箇所もすべての駅につけるのであれば、別に1日あたり乗降者5千人以上の駅を目標として挙げる必要もないと思います。

もう一つ挙げているボランティア数にしても、6,100人の目標値がありますが、6,100人になればこの施策のいったいどの部分は何%まで達成できたのか。一応設定理由が現状値の30%増ということで、30%なら可能だろうというぐらいの数字にしか読み取れない。逆に6,100人に根拠があるのなら、失礼だと思しますので、それは訂正していただけたらと思います。先ほど説明があった施策の達成度を測る上で、果たしてこの指標でいいのか疑問を感じました。

例えば先ほどの議論で、じゃあ民生委員さん、児童委員さんがきちりと機能するためには、市民の認知度を測り、それを何%まで持っていくのか、現状値がなければ

設定できず、ここには書けないかもしれませんが、そういう発想で、質に関する指標に移された方が、特に施策の部分ではいいのではないかと感じました。また、無理やり3つの指標を設定する必要がないのではないかと、今の段階で、思います。

末川部会長 ありがとうございます。そういうご意見です。ほかに。

暮松委員 高齢福祉に共通する問題ですが、やっぱり各団体の代表者は非常に高齢化しているわけですよ。民生委員も高齢化しています。20年選手が多い。したがって、地域のボス化という問題があり、これは市民意見にも出ていますが、市民の本当の声が市に伝わっていないのではないかと。やはり地域団体の代表者もボスのたらい回しで5年、10年同じメンバーでやっているのが実情です。民生委員も10年、20年という選手が非常に多いわけです。非常にベテランだが、ある意味ではマンネリ化しており、本当の若い人、その他必要な人の声が届きにくくなっている。

だから例えば民生委員についても2期6年とか、もう一つの問題は公民館の活動推進員もやはり2年任期ですが、不文律で8年間係ることになっている。だから、地域団体の声を吸い上げないといけないことはよくわかるが、地域団体の声はボス化され、高齢者団体の声が非常に反映されやすいことを踏まえ、高齢福祉の問題を全般的に見直さないと、本当の市民ニーズにあわないという感じがします。これは私の意見です。

末川部会長 というご意見がありました。

ほかにございませんか。なければ、この15の審議はこれで終わります。

次にNo16へ進みたいと思います。事務局から説明してください。

田村総合計画担当グループ長 16、高齢者福祉の充実をお願いします。

まず、現状と課題としては、高齢者が今後も住みなれた地域で安心して暮らしていける体制でありますとか、健康保持のための介護予防の取り組みを一層進めていく必要があるという認識のもとに現状と課題としまして、6点挙げております。

まず1点目は、本市の高齢化率は、総論とあわせて修正をいたしますが、17.7%で全国値に比べれば低い状況である。

2点目として、西宮市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定して高齢者施策の推進等に努めてきているということ。

3点目は、今後急速な高齢化に伴い介護給付額の肥大が予測されているということが3点目で、あとは課題を3つ挙げております。

介護保険制度のより一層の活用と介護保険制度以外の高齢者福祉施策の充実が求められていること。

続きまして、高齢者一人ひとりに応じた尊厳を支えるケアマネジメントを行っていく必要があること。そして最後になりますが、高齢者の日常の健康づくりとともに、高齢者の地域活動への積極的な参加が求められているということです。

それらを踏まえた基本方針としては、「すべての高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、尊厳を保ちながら生涯にわたって住みなれた地域で安心した生活が送れるよう、コミュニティーを活性化するとともに、保健、医療、福祉サービスの総合的な支援体制の整備を図ります。」としております。

主要な施策展開は4点挙げています。援助を必要とする高齢者への施策の充実として、安心して日常生活が送れるよう施策を展開します。また、介護保険制度の利用の促進を図るとともに、介護保険が適用されない市の単独施策について意見を聞きながら展開していくということです。

2点目として、コミュニティーの活性化です。地域包括支援センターの機能、体制の充実を図り、高齢者が地域活動に積極的に参加できるような施策展開を行います。

3点目として、介護予防の推進です。介護予防事業の取り組みを積極的に行う。そして、高齢者が生き生きと自立した生活が送れるよう支援をします。

4点目として、高齢者の社会参加の促進です。高齢者の就業支援に努めるほか、シルバー人材センターの充実を図るとともに、生涯学習交流活動の促進、世代間交流の機会拡大を図ってまいります。

また、さらに高齢者が主体となるボランティア活動の支援とか、宮水生涯学習大学

「宮水学園」の充実を図ります。

そして、市民一人ひとりの活動は、福祉に対する意識を高める。2点目として、地域住民による支え合いや地域活動へ積極的に参加する。

まちづくり指標としては、介護予防事業参加者数、そして生活機能強化、老人健康診査の受診者数、地域安心ネットワークへの登録者数を指標として挙げ、それぞれ上げていくという目標です。

そして、主な部門別計画は高齢者福祉計画・介護保険事業計画、そして地域福祉計画の2つを挙げています。以上です。

末川部会長 ただいま説明がありましたが、ご意見、質疑などお受けします。

上田副部会長 なければ、ちょっといいですか。

末川部会長 はい。

上田副部会長 現在、介護保険事業計画第4期の計画策定中と聞いていますが、高齢者福祉はこれからますます重要になると思います。私も団塊の世代ですから、もうその域に入っているわけですが、私たちが一番気になっているのは、西宮市の特徴として独居老人あるいは高齢者のみの世帯割合が全国と比べて西宮は非常に高い。核家族化が進んでいるということになるのでしょうか、そういう状況の中で核家族介護、寝たきりになったときに家族介護等がなかなか難しい地域ではないかと思っています。

その中で介護保険事業がスタートしてきました。介護の社会化はとても大事なことです。これまで家族で看ていたが社会化されたことで、施設への入所希望がやほり多くなり、私たち議員団の待機者調査でも、特養に入りたいが満杯で入れない方が約1,600名いらっしゃいます。この数は益々増えると思うのです。こういったことについて余り具体的に書かれていないのですが、今度の第4期は来年度から始まるため、そのあたりの数値計画は、総合計画ともリンクしてくると思われませんが、西宮市の特徴から見て特養の必要数、ベッドの必要数をどのくらいと考え、事業計画とも関係しますが、この総合計画の中でどのように打ち立てていこうとしているのか聞きたい。

一方で療養病床が削減の方向でしょう。そうなるとますます家で看られない方は特養の必要性が高くなってきます。そのあたりを聞いておきたいと思います。いろいろ聞きましたが、それだけに絞ります。

末川部会長 それにつきまして市の方でどなたか。

木村長寿社会部長 まず、説明書の関係ですが、委員ご指摘のとおり特養の待機がいらっしゃるはそのとおりで、実は、29床以下の小規模特養を募集したのですが、応募がありませんでした。策定委員会においても、次期計画の中ではやはり100床程度の特養の整備が必要ではないのかというご意見もいただいたと思っており、その辺は策定の中でご意見を聞きながら考えていきたいと思っております。

ただ、特養の待機1,600名という数字が挙がっておりますが、このうち在宅での特養待機の方々は270名程度で、いわゆる優先度の高い在宅での待機の方はそれぐらいの数字であると現在は把握しております。

それから療養病床は、今後まだまだ動く可能性がありますので、国の動向を注視していきたいと思っておりますが、何せこれはまだ何とも言えない部分がございます。それとあわせてまして施設の部分がございますが、既存のいわゆる特養、老健、療養病床、あるいは有料老人ホーム、ケアハウス、それからグループホーム等々ございますが、それ以外の施設も今後は出てきそうな雰囲気がありますので、その辺も注視していきたいと思っております。以上です。

末川部会長 ありがとうございました。

上田副部会長 ごめんなさいね。「在宅で270名ほど」とおっしゃいましたが、その1,600との差の中には、特養に入りたいが、療養病床やあるいは老健、そういう他の施設で何とかしのいでいる状況ではないかと思うのです。老健は一定3カ月なり6カ月が過ぎるともう出なければならないので、やはり基本的には特別養護老人ホームの入所を希望なさっている方が非常に多いし、これからも増えてくると思う。

以前、市は特養を市内に建設してくれる法人のために、一定市の土地を無償提供す

るなどの対応をしていたと思うのですが、今は土地も自前で用意し、建設費の補助もほとんどなくなり、出てきたいと思っている法人も特養の建設に踏み切れないという社会的な状況にある。このことが重点施策に入っていないので、私は非常に気がかりです。やはり市独自の方向として、この10年間、総合計画のある間、あるいはその第4期、第5期の介護保険事業計画の中では、市独自の特養の整備についての積極的な考え方を明らかにしていただきたい。法人が出てきやすい状況づくりも特にここではきちっと提起して、取り組んでもらいたいということを強く要望はしておきます。せめてこの指標に入れてほしいと思っていたのですがね。できたら入れてください。よろしくをお願いします。

末川部会長 という要望でございますので、それをよくご理解いただきたいと思います。ほかにございませんか。

片倉委員 よろしいですか。

私は視覚障害者なので、やはり視覚障害の高齢者のことでちょっとお願いしたいことがあります。視覚障害の高齢者も結構増えております。しかも独居の方が多い。地域には民間のデイサービスセンターとか、障害者を対象にしたデイサービスセンターもありますが、視覚障害者も最初は入っていただけるのですが、やっぱりずっと続けていくのはなかなか難しいところがあるのです。やはり他の障害をなかなか受け入れられないのです。若い人なら何とか馴染んでいけると思うのですが、かなり高齢になると、なかなか他の障害のことが受け入れられないし、また別の障害者の方も視覚障害者をなかなか受け入れてくれないのです。ですから私は前々から要望しているのですが、視覚障害のみのデイサービスセンターというのか、そういうものをつくっていただきたいと思うのです。

独居の人はかなりいて、いつも不安を感じて暮らしています。それで私も試みとして、総合福祉センターの1室を借りて月に1回か2回、そういう集まりを開いてみたのですが、やはりお部屋の関係とかでずっと続けることが難しいため、できましたら

市の方でそういうことも考えていただきたいといつも思っています。よろしくお願ひ
します。

末川部会長 切実なご要望でした。ひとつ木村さんの方でもよろしくご検討願
いたいと思います。

島委員 先ほどもご意見がありましたが、このまちづくり指標は数字であらわ
すため、取り上げる分野が限られてしまうという実情はわかるのですが、どうもここ
に挙げられている3項目を見ても、主要な施策展開を評価するのに適切な指標である
のかどうか若干疑問に思います。

特に2番のコミュニティーの活性化、あるいは1番でも最後の方に書かれています
介護保険が適用されない市の単独施策が、ここに挙げられている指標では、なかなか
評価できないのではないかという気がいたしますので、ご検討いただければと思いま
す。もう少し指標の取り上げ方で、工夫が必要なのではないかという意見です。

それから、1つお尋ねしたいのですが、指標の2番目に生活機能評価、老人健康診
査の受診者数、これは「数」ではなくて「率」だと思いましたが、老人健康診査は基本
健康診査の中でこれまで行われてきたものだと思います。これは西宮市として、今後
も継続して実施されるということでしょうか。

末川部会長 以上の2点につきまして。

木村長寿社会部長 申しわけございません。まちづくり指標の中の介護予防の
利用者参加者「数」ではなくて「率」。それから2つ目につきまして「受診者数」
ではなくて「受診率」という形でご訂正お願いしたいと思います。

それから、生活機能評価（老人健康診査）という形で書かせていただいております
のは、今年度から生活機能評価にかわっており、昨年までは老人健康診査という形で
実施していたため、括弧書きで書かせていただいたわけですが。要は介護状態にならな
いように、受診者を増やしていきたいということで、まちづくり指標にしております。

末川部会長 予防ということですね。

島委員 よろしいですか。特定検診が始まり、健康診査は保険者である医療保険者が行うことになると思うのですが、市として、それとは別個に生活機能評価を行うということによろしいわけですね。

木村長寿社会部長 特定検診と生活機能評価を同時に受けていただくような形での受診票をお送りしており、別個のものです。

島委員 わかりました。

末川部会長 先ほどのまちづくり指標に対する内容で、主要な施策展開とリンクしたものであってほしいというご意見がありました。

島委員 はい。

末川部会長 ひとつよろしく願いいたします。ほかにございませんか。

山田委員 そうしましたら、今の関連質問になりますが、部会長さんがおっしゃったように、政策があって、その政策を実現するための手段や手法が、この指標にあらわされているわけですね。この指標には具体的な達成目標の数値が挙げられていると思うのですが、現状値はわかりますよ、今の数字ですから、でも10年後の数字の根拠は逆にあるのかということです。この数字を達成すれば、さまざまな施策が達成されたという目標数値なのですか。それに対して少しお考えをいただきたいと思います。これが1つ目です。

あと2つは、質問ではなく意見だけです。片倉さんもおっしゃいましたが、(1)の援助を必要とする高齢者への施策の充実で、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知高齢者等の実態を把握し、安心して日常生活を送れるよう施策を展開します」という表現がありますが、実態として、安否確認を必要とする方、あるいは見守りを必要とする方、安否を確認する方にご高齢が多いわけですね。そういった一文を具体的に書くべきではないかと私は考えております。これは意見です。災害時の要援護者という表現にとどまらず、日々の見守りや安否の確認という言葉が必要ではないかと思っています。これが意見ですね。

2つ目が、施設にいろいろとご厄介になる方もいらっしゃいますし、あるいは家で最後まで介護に従事することもあると思うのですが、介護従事へのさまざまな手当とかケアといった視点は、これから必要になってくるのではないかと。要介護の3あるいは4だけれども施設に入れず居宅でさまざまなケアやお世話をしなければならない。そのお世話をする方が年老いた奥さんであったり、あるいはご主人であったりするわけです。そのような方々が多くなるわけですから、いろいろとケアや手当を施策として考えるべきではないかと思っております。以上です。

末川部会長 ありがとうございます。ご意見が2つと質問が1つです。

田村総合計画担当グループ長 まず、この指標です。いろいろご意見もいただいておりますが、指標の考え方のところに、この指標はこういう意味合いで決定していますと書いております。主要な施策展開が幾つかあり、もちろんこの中で単純に数値目標として指標化できるものもあれば、なかなか難しいものもございます。したがって、この中から指標化できるものについて、このような考え方で設定しているということを書いております。

お尋ねの平成30年の目標数値の設定理由は、それぞれの指標のところに設定理由として書いています。それぞれの指標ごとに異なっていて、例えばこの介護予防事業者参加率は国の目標値を30年の目標に設定しているなど、それぞれの指標について設定理由を書いてあります。以上です。

末川部会長 根拠については何か。

山田委員 済みません、すぐ終わります。この目標を設定した根拠はわかりましたし、設定理由も書いてあるのでわかっているのですよ。今、私が質問したのは、要は「その数値が達成されれば、この施策が達成されたと見ていいのですか」という質問です。そうではないのならそうではないと言ってください。

田村総合計画担当グループ長 この数値を達成することで当然施策が進んでいくことは確かですが、それが最終目標かといえ、必ずしもそうではないものもあり

ます。それは指標により異なると考えています。

末川部会長 流動性があるということですか。

先ほどのご意見につきましては、またよろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

田中(正)委員 指標のことばかり言って申しわけないのですが、私も指標がかなり気になっているものですから。そもそも10年間の指標を設定すること自体どうなのか。今、行政マネジメントシステムの中でいろいろ言われている政策施策評価がまだ確立してない中で、指標を設定するのは非常にご苦労されたと推測します。この高齢者福祉の充実という中で、指標として挙がっているのが介護予防や健康であってほしいという施策についてで、かつ介護が必要な方に関して別途の取り組みをしていかなければならないという内容かなと思ったのですが、主要な施策4番目の高齢者の社会参加の促進という施策は1つ指標が立てられるのではと思います。

これに対して事務事業というのがまたその後についてくると思います。どれだけの事業を実施したのか、事業数、要は率で言うと分母になる部分ですかね、それが増えれば増えるほど参加率は減っていくこともあります。事業を実施することが大事なのであれば事業数になりますが、多分事業実施数ではなく、それにどれだけの人が参加してくれたかということが目標として挙がってくると思いますので、参加総数とかを指標に立てることが可能ではなかったのかというのが1つです。

それを言い出すとたくさんあるのです。その中から3つ限定するならば、例えば地域安心ネットワークへの登録者数は前の地域福祉の推進の中で取り上げる。地域の取り組みもかなり重視しなければ実現ができないし、登録してもらっても実際に可動しないこともあることから、やはり地域の方々のご協力が必要と思われる施策なので、地域福祉の方で挙げる内容だと思いました。先ほど地域福祉の推進の中で、指標設定の仕方にちょっと無理があると申し上げましたが、そちらに回すこともひとつの案だと思いました。

その施策目標を、先ほど上田委員が言われた、新たに設定してはどうかという検討メニューに加えていただけたらと思うのです。その部分だけ、意見として申し上げたいと思います。

末川部会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

上田副部会長 済みませんもう一回。まちづくり指標が3項目になっています。本当はもっといっぱいあるのです。だけど3つにまとめなければならないあたりが非常にしんどいと思うのです。例えば介護予防事業参加率とかは主な部門別計画にあります。例えば高齢者福祉計画だと、そこに載っているものをここに写しているだけでしょう、要するに、そうではないのですか。21年の3月で終わるから次につくるときにここでも触れられることでしょうか。

総合計画の中にまちづくり指標を入れなければならないと、現在、2つ目を議論しているところですが、指標を3つに限ってしまうから非常におかしなことになる、主要な施策展開とリンクしなくなるのです。ある意味、主要な施策展開に方向性が出ているから、これだけでいいのではないかと思ったりします。

ただ、先ほどの地域福祉の推進のところでも多世代ふれあいセンターが出ていますよね。これは箱物です。箱物ですから、この事業計画の概要の後期で20億円が載っているのですね。911億円のうちの20億円です。そういうものがあるから挙げなければならないのかもしれないが、それも含めてここでは「主要な施策展開の中に総合的な多世代ふれあい事業を推進します」と書いてあるし、ほかのところでは障害者の就労生活支援センターも触れているので、何かここにまちづくり指標が3項目に抑えられていることの困難さがあちらこちらで出てくるのではないかと思います。書くのだったらもっといっぱい書きたいことが、そちらもあるのでしょうか。

これは意見ですが、何か余りこの指標そのものに意味がないという気がします。主な施策展開で方向性が出ているから、それでいいのではないかという気がします。

末川部会長 はい、事務局。

田村総合計画担当グループ長 まちづくり指標は、この第4次総合計画を推進し、達成度等を測っていく上で必要だと考えています。今の第3次総合計画にはそういう数値目標的なものが一切なく、どれだけ進捗したのかが資料として提示できず、資料に付けているような実施してきた事業を並べるぐらいしかできないという問題点があります。それを踏まえ、この第4次では途中の進捗度を測る意味で、やはり指標的なものが必要ではないかと考えています。指標数が3つでいいのかにつきましては、いろいろご意見もいただいております、そういったものを踏まえて考えさせていただきたいと思います。以上です。

末川部会長 はい、ほかにございませつか。

時間があと10分ほどですが、17、障害のある人の福祉の充実へ入りたいと思います。説明お願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 17、障害のある人の福祉の充実です。

現状と課題は、障害のある人が住みなれた地域で生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があるという認識のもとに、現状と課題として5点挙げています。

1点目が、障害のある人を取り巻く制度が支援費制度、自立支援法へと変更されてきたこと。

2点目として、障害者安心相談窓口を設置していること。

そして3点目として、在宅福祉サービスの充実を図るとともにグループホーム等の生活の場が必要になっていること、また自立支援に向けた適正な支援に取り組んでいく必要があるという課題です。

また、4点目として、19年度に障害者権利条約に署名し、障害者の権利擁護等が課題となっていること。

そして、最後5点目になりますが、療育提供体制の充実が望まれているという課題のもとに、基本方針としては「すべての人の人権が尊重され、人権が侵害されずに保

障される社会の実現に向けて、障害のある人が地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、居住空間、雇用、就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域を挙げた包括的な自立支援のための仕組みづくりに取り組んでいきます」ということとしております。

主要な施策展開は7つ挙げております。

相談支援と権利擁護の推進として情報提供や相談体制の充実、権利擁護体制の整備促進です。

そして2点目で、保険医療の充実として障害の原因になる疾病の予防や早期治療などに保険医療の充実に努めること。

3点目で、生活支援の充実として各種の生活支援サービスの充実に努めること。

4点目で、雇用、就労の促進として職業相談など就労支援の体制づくりに取り組むということ。

5点目で、社会参加の促進として障害のある人がみずから関心のある活動に積極的に参加し、多くの人々と交流を通じて自己実現ができるよう支援していくこと。

6点目で、ともに支え合うまちづくりとして障害に関する正しい理解のもと、地域福祉活動の推進、障害のある人の地域活動への参加を促進すること。

7点目で、診療、療育の推進として総合的な療育、発達支援体制の整備、充実に努めることを挙げています。

市民一人ひとりの活動としては、障害のある人や障害、疾病等に関する正しい理解を深める。2点目として障害のある人などの地域生活、就労、社会参加に対する支援や協力に取り組むことを挙げています。

まちづくり指標は、居宅介護、重度訪問介護等のホームヘルプサービスが1つ目。2つ目として移動支援事業としてのガイドヘルプサービス。3つ目として障害者就労支援センター、生活支援センター、これについて挙げており、それぞれの数値を上げていく方向で取り組んでいきたいとしています。

主な部門別計画は、障害者福祉推進計画、地域福祉計画の2つを挙げております。
以上でございます。

末川部会長 ありがとうございました。

説明が終わりました。ご質問、ご意見お願いいたします。

田中(正)委員 これも一緒です。さっきの上田委員の発言で、もうここに関しては触れるなということがちょっとつらいのですが、その辺はちょっとご勘弁をいただきたいのです。やはり指標のところ、ここにもセンターを1つ造りますと載っているのですが、センターをつくるのが目的ではないと思います。どう考えてもその施設を1つ造るとかが政策、施策の指標になじまないと一貫して申し上げたい。

もう一つ、ここで来年必要だと思っているのが、障害のある方の雇用、就労の機会は大事だと思うのです。それも含め、センターを造るだけではだめですね。実際にちゃんと仕事を用意しなければいけないと思うのです。今、市が政策的に発注している事業があるはずですが、それに対して随意契約をしているわけですが、それが障害を持った方々に対しての就労の機会の確保という面で、どれだけ貢献できているのかをちゃんと把握されているのかどうか、質問したいと思います。「それは総務局の契約課です」と言われるとちょっとつらいのですが、やはりその就労の機会と、雇用、就労の促進を挙げているわけですから、その辺お尋ねしたいのです。

末川部会長 はい、今のご質問はどちらで。就労機会につきまして。

水田健康福祉局長 私の方から。雇用、就労の促進ということで就労生活支援センターを挙げています。これは建物というよりも機能とお考えいただけたら結構かと思えます。コーディネーターが何人か配置されているところということで、建物を建てるという意味ではありません。やはりそれは1つのキーポイントになると思っています。そういった機能が今の西宮にはありませんので、これをつくることは1つの大きな機能になります。

それから、田中委員からご質問がありましたように、発注の機会ということで、障

害者を雇用しておられる企業、あるいは施設等に対する事務取扱方針を市独自で定め、随意契約で市が持っている仕事を優先的に発注していくことをこの4月からスタートしました。現在、障害福祉課が中心となり、庁内の各課あるいは事業所に調査をかけております。4月以降どれだけの進捗になっているのか、どれだけ貢献できているのかという調査を現在かけておりますので、それらの調査結果を見ながら行く行くは要綱そのものを見直すかどうか、あるいはもう少し啓発するか、こういうことに取り組みたいと考えております。

末川部会長 はい、ありがとうございました。

田中（正）委員 わかりました。まだ少し把握に時間が要するため、これを設定するまでにはちょっと間に合わないのかなと思います。これについては、後期というか5年後に一度見直す機会があると書いてありますので、その段階でまだこの指標を生かすということであれば、その外身も大事ですが、ぜひとも中身に目を向けて、指標を設定していただいた方が、特にこういう福祉的な施策に関しては重要ではないかということ意見を申し上げたい。それと今の指標設定の段階でも、その辺には十分配慮していただきたいと思います。

末川部会長 はい、ありがとうございました。ほかにもございませんか。

島委員 主要な施策展開の2番目、保健医療の充実のところですが。疾病の予防や早期治療は確かに重要なことですが、ここの項目は障害のある人の福祉ということですから、やはり予防や早期治療だけではなく、リハビリテーションまで含む一貫的な保健医療体制の充実が必要ではないかと思うのです。「など」と入っていますからその中に含まれているのかもしれませんが、そういう意見です。

末川部会長 今のご意見に対しまして。

水田健康福祉局長 ご指摘のとおりだと思いますので、リハビリテーションの部分について少し加える方向で検討したいと思います。

島委員 よろしく願いいたします。

末川部会長 他にございませんか。

上田副部会長 障害のある人の福祉で、一番気になっている障害者自立支援法という18年度から新たに変更された中で起きている事態ですが、これを読む限りではその中身は出ていません。それまでは本当に必要なサービスは、それぞれの方の応能負担で進めてきたわけですが、この自立支援法になってからは、応益負担ということでサービスを受ければ受けるほど、一律1割負担になりましたので、収入がない人はなかなかそのサービスが受けにくくなってきた。これは一般論ですが、そういうことになり、多くの障害者団体の方が自立支援法を撤回してほしいと、特に1割負担、応益負担は何とかしてもらいたいという声が随分と高くなってきているのです。このあたりのことを現状と課題の実態に書くべきだろうし、それに対する主要な施策展開の記述が必要ではないかということをも1つ思いますので意見として言っておきます。

それともう一つは、最後の7番目の施策展開、診療療育の推進は多分わかば園のことだろうと思うのですが、総合福祉センターの前にあるわかば園は、今、いろんな障害を持つ子どもたちも増えており、通園してそこでリハビリも受けられるわけですが、そのあたりの要望が強くなっています。私も施設に行きましたが、もう増築、増築、増築の接ぎはぎで、本当に劣悪な状況の中、障害のある子どもたちがいろんな訓練を受けたりしています。これは参考資料の事業計画ですが、わかば園の建てかえは10年間の後期計画に位置づけられています。

私は、田中さんのご意見だと余り施設はつくるなということですが、必要な施設は造らなければいけないと思っています。特にこういう施設はもっと前倒しで、子どもたちが環境のいいところで生活できるように、訓練が受けられるように、事業実施をもっと前に持ってくるべきだと思うのです。まちづくり指標の重点にも入っていません。後期でいいのかどうか、市の考えを聞きたいと思うのです。

末川部会長 その件につきまして、市の方はいかがでしょうか。わかば園の建てかえについて。

藤本福祉部長 福祉部の藤本です。現状と課題の一番下で提供体制の充実が望まれることと、主要な施策展開の7番目であらゆる障害児に対応できる総合的な療育支援体制の整備、充実に努めますと書いております。それに基づき、事業計画の中では後期に位置づけられておりますが、福祉局の考え方としては、今度の実施計画の中で計画自体を挙げ、再度検討していただけないか求めてまいりたいと思っております。

上田副部長 ぜひ、来年以降の3年間ローリングに載せられるように取り組んでください。多くの方が待ち望んでいますので、これは必要な精査だと思います。

末川部長 ありがとうございました。ほかにございませんか。

もう一つ進めますか、もう終わりますか。

田村総合計画担当グループ長 現在、12時です。

末川部長 この件につきまして、まだ追加のご質問、ご意見がありましたら、お受けいたします。ございませんか。

なければ、残念ながら時間が来ましたので、次の予定につきまして事務局からお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 次回、ご案内では第4回の10月6日となっておりますが、このまま後ろにずらしていただくだけでは、ちょっと消化が難しいと考えております。申しわけありませんが、9月に1回追加させていただければと考えています。午前中という設定では、時間も2時間で限られますので、できれば午後1時半から3時半を予定させていただき、状況により4時半ぐらいまで延長させていただく形をお願いできないものかと考えています。

末川部長 そういう事務局からの要望でございます。9月中で1時半から3時半ないし4時半ぐらいまでお願いできないかということです。基本的にご了解いただけますか、皆さん。

(「異議なし」という声あり)

末川部長 はい、ご異議がございません。

田村総合計画担当グループ長 それでしたら、今は予定表とかをお持ちではないかもしれませんので、とりあえずお伝えだけさせていただきたいのですが、候補日として、9月12日金曜日の午後、9月19日金曜日の午後、9月24日水曜日の午後、いずれかで調整させていただければと考えております。もし今、既にご都合が悪いという方がいらっしゃいましたらお聞かせ下さい。

末川部会長 9月12日は都合が悪いです。

田村総合計画担当グループ長 12日がバツ。

山田委員 24日バツです。

田村総合計画担当グループ長 バツですか。

末川部会長 残りは19日だけですか。

片倉委員 私は12日と19日都合悪いです。

田村総合計画担当グループ長 悪いですか。19日がだめですね。はい。

わかりました。ご都合の悪い方もおられますし、きょうご欠席の方もいらっしゃいますので、再度調整させていただき、最終的にはご通知させていただきます。よろしくお願いたします。

山田委員 私、19日はオーケーです。

田村総合計画担当グループ長 では、次回は日程調整させていただいた上で、改めてご通知させていただくことでよろしくお願いたします。

末川部会長 それでは済みません。閉会していただけますか。

上田副部会長 私の方からですか。はい。

ご苦労さまでした。きょうは第3回目ということで、少し前に進み始めたかなと思うのですが、まだまだたくさん残っております。次回、日程調整させていただき9月にもう一度追加で会合を開きたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願いたします。

本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。

(閉会 12時10分)